

神奈川県立自然公園特別地域内における各種行為に関する審査基準

(趣旨)

第1条 神奈川県立自然公園（以下「自然公園」という。）特別地域内における神奈川県立自然公園条例（昭和34年神奈川県条例第6号。以下「条例」という。）第19条第1項の規定に基づく行為の許可に関する事項は、条例、同施行規則（昭和34年神奈川県規則第69号）及び別に定めるもののほか、この基準の定めるところによるものとする。

(前提)

第2条 この基準に掲げる許可要件に該当する行為であっても、次に掲げる場合にあっては許可しないものとする。また、大規模な開発行為として行われる行為については、当該行為が自然環境に与えることとなる影響等について事前に総合的に調査する必要があるため、これらの十分な調査の結果が判明した後、許可の適否の判断を行うものとする。

- (1) 当該行為が、当該地域の風致景観に著しい支障を与える特別な事由が認められる場合。
- (2) 当該行為の当然の帰結として予測され、かつ当該行為と密接不可分の関係にあることが明らかなる行為について、不許可となることが確実と認められる場合。

2 行為が、次の各号に掲げる地域におけるものである場合は、許可しないものとする。ただし、当該行為が既存の工作物（建築物を含む 以下本項において同じ）の改築、既存の工作物の建替え若しくは災害により滅失した工作物の復旧のための新築（申請に係る工作物の規模が既存の工作物の規模を超えないもの又は既存の工作物が有していた機能を維持するためやむを得ず必要最小限の規模の拡大を行うものに限る。）、又は、学術研究その他公益上必要と認められるものであって当該地域以外の地域においてはその目的を達成することができないと認められるものにあつては、この限りでない。

- (1) 高山帯、亜高山帯、風衝地、湿原等植生復元の困難な地域
- (2) 野生動植物の生息地、生育地又は繁殖地として重要な地域
- (3) 地形、地質が特異である地域又は特異な自然現象が生じている地域
- (4) すぐれた天然林又は学術的価値を有する人工林の地域

3 開発計画が、神奈川県土地利用調整条例（平成8年神奈川県条例第10号）第3条第1項の協議を要する場合において、当該協議を了していないとき、又は同条例第5条第1項の審査結果通知書で不相当と認められたときは、原則としてこれを許可しない。

(許可基準)

第3条 自然公園特別地域内における各種行為の許可基準は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 工作物の新築、改築又は増築（条例第19条第1項第1号関係）

ア 主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならないものであること。ただし、次に掲げる行為のいずれかに該当するものにあつては、この限りでない。

(ア) エ(ア)に該当するもののうち、既存の建築物の改築、既存の建築物の建替え若しくは災害により滅失した建築物の復旧のための新築（申請に係る建築物の規模が既存の建築物の規模を超えないもの又は既存の建築物が有していた機能を維持するためやむを得ず必要最小限の規模の拡大を行うものに限る。）又は学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる建築物の新築、改築若しくは増築（以下「既存建築物の改築等」という。）

(イ) エ(イ)に該当するもの

(ウ) エ(エ)に該当するもので、学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外においてはその目的を達成することができないと認められる風力発電施設の新築、改築

もしくは増築

- (エ) エ(オ)及び(カ)に該当するもののうち、既存の工作物の改築、既存の工作物の建替え若しくは災害により滅失した工作物の復旧のための新築（申請に係る工作物の規模が既存の工作物の規模を超えないもの又は既存の工作物が有していた機能を維持するためやむを得ず必要最小限の規模の拡大行うものに限る。）又は学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる工作物の新築、改築若しくは増築（以下「既存工作物の改築等」という。）
- イ 山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を与えるものではないこと。ただし、アのただし書に規定する行為に該当するものにあつては、この限りでない。
- ウ 外部の色彩並びに形態が周囲の自然との調和を著しく乱すものでないこと。ただし、エ(オ)及び(カ)に該当する工作物で、特殊な用途の工作物については、この限りでない。
- エ その他、以下に掲げる各要件をそれぞれ満足するものであること。
- (ア) 建築物の新築、改築又は増築（既存建築物の改築等については、b及びdからeは適用しない。）
- a 撤去されることが明らかな仮設の建築物
撤去についての計画が明らかになっているものであって、当該計画において撤去後の跡地の整理がなされることになっているものであること。
- b 公園事業従事者、農林漁業従事者その他当該特別地域内に居住することが必要と認められる者若しくはこの基準の施行の日現在、当該特別地域内に現に居住していた者の住宅、住宅部分を含む建築物（この基準の施行の日以後においてその造成にかかる行為について、条例の規定による申請をした分譲地等内に設けられる建築物を除く。）又はこれらの建築物と用途上不可分の関係にある建築物
建築物の高さ（避雷針その他特定の建築設備を除いて算定した建築物の高さ、以下同じ。）が13メートル（高さが現に13メートルをこえる建築物の改築又は増築にあつては、既存建築物の高さ）をこえないものであること。
- c 農林漁業等を営むために必要な建築物
住宅、住宅部分を含む建築物及びこれらの建築物と用途上不可分の関係にある建築物を除き、支障の無いものとする。
- d 集合別荘、集合住宅、分譲ホテル、保養所若しくは分譲地等に設けられる建築物（上記a、b、又はcの対象になる建築物を除く。）又はこれらの建築物と用途上不可分の関係にある建築物
- (a) 分譲地等内に設けられる建築物にあつては、建築物の高さが10メートル（高さが現に10メートルをこえる建築物の改築又は増築にあつては、既存建築物の高さ）をこえないものであり、かつ2階建以下のものであること。分譲地等以外の地域に設けられる集合別荘、分譲ホテル、集合住宅又は保養所にあつては、建築物の高さが13メートル（高さが現に13メートルをこえる建築物の改築又は増築にあつては、既存建築物の高さ）をこえないものであること。
- (b) 敷地が明らかにされているものであり、かつ、当該敷地面積（当該敷地内に保存緑地となるべき部分を含むものにあつては、当該保存緑地の面積を除いた面積。以下同じ。）が、1,000平方メートル以上であること。さらに、集合別荘、集合住宅又は分譲ホテルにあつては、敷地面積を戸数又は分譲数で除した面積が、250平方メートル以上であること。
- (c) 総建築面積（同一敷地内にある全ての建築物の建築面積の和をいう。以下同じ。）及び総延べ面積（同一敷地内にある全ての建築物の延べ面積の和をいう。以下同じ。）の敷地地面積に対する割合が、それぞれ20パーセント以下、60パーセント以下であること。
- (d) 建築物にかかる土地の地形勾配が30パーセントをこえないのであること。
- (e) 建築物にかかる土地及びその周囲の土地が自然草地、低木林地、採草放牧地又は高

- 木の生育が困難な地域でないこと。
- (f) 建築物の水平投影外周線が、次の各号に掲げるものからそれぞれ当該各号に掲げる距離以上離れていること。
- a' 公園事業たる道路その他主として公園利用に供せられる道路の路肩 20メートル
 - b' a' 掲げる道路以外の道路の路肩 5メートル
 - c' 敷地境界線 5メートル
- (g) 建築面積が2,000平方メートル以下であること。
- e a、b、c又はd以外の建築物
- (a) 建築物の高さが13メートル（高さが現に13メートルをこえる建築物の改築又は増築にあつては、既存建築物の高さ）をこえないものであること。
 - (b) 敷地が明らかにされており、かつ、総建築面積及び総延べ面積の敷地面積に対する割合が、それぞれ20パーセント以下、60パーセント以下であること。
 - (c) 建築物にかかる土地の地形勾配が30パーセントをこえないものであること。
 - (d) 建築物の水平投影外周線が、次の各号に掲げるものからそれぞれ当該各号に掲げる距離以上離れていること。
- a' 公園事業たる道路その他主として公園利用に供せられる道路の路肩 20メートル
 - b' a' に掲げる道路以外の道路の路肩 5メートル
 - c' 敷地境界線 5メートル
- (e) 建築面積が、2,000平方メートル以下であること。
- (イ) 車道の新築改築又は増築（分譲地等の造成を目的とした道路の新築、改築又は増築を除く。）
- a 新築
- (a) 第2条第2項各号に掲げる地域におけるものについては、地表に影響を及ぼさない方法で行われるものであつて、次の(b)のa'及びc'に該当するものであること。
 - (b) 次の各号のいずれかに該当すること。ただし、もっぱら自転車の通行の用に供されるものにあつてはこの限りではない。
- a' 農林漁業、鉱業、採石業等の用に供されるものであつて、車道を設ける以外にその目的を達成することが困難であると認められるもの。
 - b' 地域住民の日常生活の用に供されるもの。
 - c' 公益上必要と認められるものであつて、車道を設ける以外にその目的を達成することが困難であると認められるもの。
 - d' 条例による許可を現に受け又は受けることが確実である行為の行われる場所に到達するために設けられるものであつて、車道を設ける以外にその目的を達成することが困難であると認められるもの。
 - e' 条例による許可を現に受けて行われる行為の対象となる物を利用するために必要であるもの。
- (c) 盛土部分の土砂が流出又は崩壊しないような措置が十分に講じられているものであること。
- (d) 残土の処理について、特別地域の風致に支障のない方法で処理する計画になっているものであること。
- (e) のり面が、交通安全上又は防災上必要やむをえない場合を除き、緑化されることになっているものであつて、その緑化方法が郷土種を用いる等行為地及びその周辺の状況に照らして妥当であると認められるものであること。ただし、のり面が硬岩である等緑化が困難であると認められるものについてはこの限りでない。
- (f) 線形を地形に順応させることにより又は橋梁、栈道若しくは隧道等を使用することにより、大規模な切土又は盛土を伴わないよう配慮させたものであること。
- b 改築又は増築
- aの(b)、(c)、(d)及び(e)の要件に該当するもの。

- c 分譲地等の造成を目的とした道路又は上下水道施設の新築、改築又は増築
 - (a) 当該行為が自然草地、低木林地、採草放牧地又は高木の生育が困難な地域において行われるものである場合は、許可しないものとする。
 - (b) 当該行為に関連してなされる分譲地等の造成の計画が明らかになっているものであって、当該計画にかかる1分譲区画の面積（当該分譲区画内に保存緑地となるべき部分を含むものにあつては、当該保存緑地の面積を除いた面積）が全て1,000平方メートル以上のものであること。
 - (c) (b)に掲げる計画において、次の各号に掲げる土地が全て保存緑地とされることになっているものであること。
 - a' 地形勾配が30パーセントをこえる傾斜地
 - b' 公園事業たる道路その他主として公園利用に供せられる道路の路肩から20メートル以内の土地
 - c' (b)に掲げる計画において、(c)のa'、b'以外に当該申請分譲地等の全面積の10パーセント以上の面積の土地が保存緑地とされることになっているものであること。
 - (d) 当該行為に関連して造成される分譲地等が、次の各号に掲げる要件をみたす方法で売買されることになっているものであること。
 - a' 分譲区画とされるべき土地及び保存緑地とされるべき土地の区分を購入者に図面をもって明示すること。
 - b' 1分譲区画を購入後において、保存緑地となる部分を除いた面積が1,000平方メートル未満になるように細分割してはならない旨及び敷地面積（当該敷地内に保存緑地となるべき部分を含むものにあつては当該保存緑地の面積を除いた面積）が1,000平方メートル未満の場合には、条例による建築物の新築等の許可が得られる見込のない旨を当該分譲区画の購入者に書面をもって通知すること。
 - (e) (b)に掲げる計画において、下水処理施設、ごみ処理施設等環境衛生施設が整備され、当該行為に関連してなされる分譲地等の造成が周辺の環境に支障を及ぼすことがないように十分配慮されているものであること。
 - (f) (b)に掲げる計画にかかる分譲地等の全面積が20ヘクタール以下のものであること。
 - (g) 道路にあつては、盛土部分の土砂が流出又は崩壊しないような措置が十分に講じられているものであること。
 - (h) 道路にあつては、のり面が、交通安全上又は防災上必要やむをえない場合を除き、緑化されることになっているものであって、その緑化方法が郷土種を用いる等により行為地及びその周辺の状況に照らして妥当であると認められるものであること。ただし、のり面が硬岩である等緑化が困難であると認められものにあつてはこの限りでない。
 - (i) 道路にあつては、線形を地形に順応させることにより、大規模な切土又は盛土を伴わないよう配慮されたものであること。
- (ウ) 屋外運動施設の新築、改築又は増築
 - 次の各号に定める要件に該当しないものは、許可しないものとする。
 - a 屋外運動施設が当該地域外の地域においては、その設置の目的を達成することができないと認められるものであること。
 - b 総施設面積（同一敷地内にある全ての工作物（屋外運動施設のほか建築物、駐車場、道路等を含む。）の水平投影面積の和をいう。）の敷地面積に対する割合が60パーセント以下であること。
 - c 屋外運動施設にかかる地形勾配が10パーセントをこえないものであること。
 - d 屋外運動施設の水平投影外周線が、次の各号に掲げるものからそれぞれ当該各号に距離以上離れていること。
 - (a) 公園事業たる道路その他主として公園利用に供せられる道路の路肩 20メートル
 - (b) (a)に掲げる道路以外の道路の路肩 5メートル

- (c) 敷地境界線 5メートル
- e 同一敷地内の屋外運動施設の水平投影面積の和が、2,000平方メートル以下であること。
- f 当該運動施設に係る土地の形状変更の規模が必要最小限のものであること。
- g 当該行為による土砂の流出のおそれがないものであること。
- h 支障木の伐採が僅少であること。
- (エ) 風力発電施設の新築、改築又は増築
 - a 当該風力発電施設に係る土地の形状変更の規模が必要最小限のものであること。
 - b 支障木の伐採が僅少であること。
 - c 風致維持上又は生物の生息上重大な支障がないものであること。
 - d 撤去についての計画が明らかになっているものであって、当該計画において撤去後の跡地の整理がなされることになっているものであること。
- (オ) 撤去されることが明らかな仮設の工作物の新築、改築又は増築
撤去についての計画が明らかになっているものであって、当該計画において撤去後の跡地の整理がなされることになっているものであること。
- (カ) その他の工作物の新築、改築又は増築
公園事業たる道路その他主として公園利用に供せられる道路の路肩から20メートル以上離れていること。ただし、次の各号に掲げるものにあつてはこの限りではない。
 - a 学術研究その他公益上必要であると認められるもの。
 - b 地域住民の日常生活の維持のために必要と認められるもの
 - c 農業、林業又は漁業に附随して行われるもの。
 - d 既に建築物の設けられている敷地内に設けられるもの。

(2) 木竹の伐採（条例第19条第1項第2号関係）

特に要件は定めない。

なお、神奈川県立自然公園計画に基づく車道、歩道、集団施設地区及び単独施設等の主要公園利用地点から望見される伐区において、木竹の伐採が行われる場合は、原則として択伐法等により景観上の配慮が為されるものであること。

(3) 知事が指定する区域内における木竹の損傷（条例第19条第1項第3号関係）

ア 申請に係る場所以外においてはその目的を達成することができないと認められるものであること。

イ 当該損傷の対象となる木竹の生育に支障を及ぼすおそれがないものであること。

(4) 鉱物の掘採又は土石の採取（条例第19条第1項第4号関係）

許可しないものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するものにあつてはこの限りでない。

ア 既存の泉源、水源等の掘りかえのために行われるもの。

イ 農林漁業等の用に供するために慣行的に行われるもの。

ウ 学術研究その他公益上の必要があると認められるものであって、当該地域以外においてはその目的を達成することができないと認められるもの。

エ 掘採又は採取が、条例の許可（この基準の施行の日以前に得られた許可に限る。）を得て現に行われている土地に隣接して行われるものであって、以下に定める要件に該当するもの。

(ア) 自然的、社会経済的諸条件にかんがみ、掘採又は採取の期間及び規模が必要最小限と認められるものであること。

(イ) 掘採又は採取の方法が著しい自然の改変を伴うものでないこと。

(ウ) 掘採又は採取終了後の跡地が整理される計画になっているものであること。

(エ) 河川に堆積した砂利を採取するものにあつては、採取前の状態に復することが確実であ

ると認められるものであり、かつ、採取の方法が河川の水を汚濁させるものでないこと。
(オ) 鉱物の掘採にあつては、既に鉱業権が設定されている区域内で行われるものであること。

(5) 河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせる行為（条例第19条第1項第5号関係）

許可しないものとする。ただし、次の各号の要件に該当するものにあつては、この限りでない。

ア 次の各号のいずれかに該当するものであること。

(ア) 学術研究その他公益上必要と認められるもの。

(イ) 地域住民の日常生活の維持のために必要と認められるもの。

(ウ) 農業又は漁業に付随して行われるもの。

イ 水位の変動についての計画が明らかなものであつて風致維持上又は生物の生息上重大な支障がないものであること。

ウ 第2条第2項の地域及び次の地域に支障が及ぶものでないこと。ただし、この基準の施行の日現在、当該地域において既に条例の許可を受けて行われているものであり、かつ従来の行為の規模をこえない程度で行われるものにあつてはこの限りでない。

すぐれた河川又は湖沼景観を有する地域

(6) 知事の指定する物の集積・貯蔵（条例第19条第1項第6号関係）

次のアからサに掲げる基準に適合するものとする。ただし、地域住民の日常生活の維持のために必要と認められるもの若しくは、農林漁業に付随して行われるものであつて、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められるものであつてオからケまでに掲げる基準に適合するもの又は公益上必要であつてウ及びオからケまでに掲げる基準に適合するものについてはこの限りではない。

ア 植生の復元が困難な地域等若しくは自然草地等内において行われるものでないこと。

イ 廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物をいう。以下同じ。）を集積し、又は貯蔵するものでないこと。

ウ 申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められるものであること。

エ 自然的、社会経済的条件にかんがみ、集積又は貯蔵の期間及び規模が必要最小限と認められるものであること。

オ 集積し、又は貯蔵する物が樹木その他の遮へい物により利用施設等その他の主要な公園利用地点から明瞭に望見されるものでないこと。

カ 集積し、又は貯蔵する高さが10メートルを超えないものであること。

キ 集積し、又は貯蔵する土地の外周線が、公園事業道路等の路肩から20メートル以上、それ以外の道路の路肩から5メートル以上離れていること。

ク 集積し、又は貯蔵する土地の外周線が敷地境界線から5メートル以上離れていること。

ケ 集積し、又は貯蔵する物が崩壊し、飛散し、及び流出するおそれがないこと。

コ 支障木の伐採が僅少であること。

サ 集積又は貯蔵に係る跡地の整理に関する計画が定められており、かつ、当該跡地の整理を適切に行うこととされているものであること。

(7) 水面の埋立て又は干拓（条例第19条第1項第7号関係）

ア 次に掲げる地域における行為については、許可しないものとする。ただし、学術研究上必要と認められるものであつて、当該地域以外の地域においては、その目的を達成することができないと認められるものであり、当該埋立て若しくは干拓又は当該埋立て若しくは干拓に伴う工事により隣接水辺地に及ぼす支障の度合が軽微であること。

(ア) 野生動植物の生息地、生育地又は繁殖地として重要な水辺地。

(イ) すぐれた自然環境を有する海岸、湖岸、河岸。

イ アに掲げる地域以外の地域における行為については、以下の各号に定める要件に該当しないものは許可しないものとする。ただし、既存の埋立て地又は干拓地の地先において行われるものにあつては、この限りでない。

(ア) 次の各号のいずれかに該当するものであること。

- a 学術研究その他公益上必要と認められるもの。
- b 地域住民の日常生活の維持のために必要と認められるもの。
- c 農業又は漁業に付随して行われるもの。

(イ) 当該埋立て若しくは干拓又は当該埋立て若しくは干拓に伴う工事により隣接水辺地に及ぼす支障の度合が軽微であること。

(8) 土地の形状変更（条例第19条第1項第8号関係）

次のアからオに掲げる基準に適合するものとする。ただし、当該行為が学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められるもの又は現に農業の用に供されている農地内において行われる客土その他の農地改良のための行為については、この限りでない。

ア 集団的に建築物その他工作物を建築させるための敷地造成として行われるものでないこと。

イ 土地を階段状に造成するものでないこと（農林漁業を営むために必要と認められるものは除く。）。

ウ ゴルフ場として行われるものでないこと。

エ 当該土地形状変更の規模が必要最小限のものであること。

オ 当該行為による土砂の流出のおそれがないものであること。

(9) 知事の指定する植物の採取等又は動物の捕獲等（条例第19条第1項第9号及び第11号関係）

ア 学術研究その他公益上必要と認められるものであつて、当該特別地域以外の地域においてはその目的を達成することができないと認められるものであること。

イ 採取し、若しくは損傷しようとする植物、捕獲し、若しくは殺傷しようとする動物又は採取し若しくは損傷しようとする卵に係る動物が申請に係る場所において絶滅のおそれがないものであること。ただし、当該動植物の保護増殖を目的とし、かつ、当該特別地域における当該動植物の保存に資する場合はこの限りではない。

(10) 知事の指定する植物の植栽等（条例第19条第1項第10号関係）

ア 前項第1号に掲げる基準に適合するものであること。

イ 災害復旧のために行われるものであること。

(11) 知事の指定する動物の放出等（条例第19条第1項第12号関係）

ア 前項第1号に掲げる基準に適合するものであること。

イ 知事の指定する動物が家畜である場合における当該家畜である動物の放出にあつては、当該放出が反復して行われるものでないこと。

(12) 屋根、壁面又は工作物の色彩の変更（条例第19条第1項第13号関係）

周囲の自然との調和を著しく乱す色彩に変更するものは許可しないものとする。ただし、特殊な用途を有するものの色彩変更にあつてはこの限りでない。

(13) 道路、広場、田、畑、牧場及び宅地以外の地域のうち知事が指定する区域内における車馬若しくは動力船の使用、又は航空機の着陸（条例第19条第1項第14号関係）

ア 申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる行為（条例第19条第1項第14号に掲げる行為に限る。）であつて、次に掲げる基準のいずれ

かに適合するものであること。

(ア) 学術研究その他公益上必要と認められるものであること。

(イ) 野生動植物の生息又は生育上その他の風致の維持上支障を及ぼすおそれがないものであること。

イ 地域住民の日常生活の維持のために必要と認められるものであること。

(特例)

第4条 自然公園の特別地域が、都市計画法により指定される市街化地域と重複する等自然的、社会的諸条件により、この基準によりがたい特別な事由があると神奈川県知事が特に認めた地域における特定の行為については、この基準によらないことができるものとする。

(基準の普通地域への準用)

第5条 自然公園普通地域内における各種行為について、風致保護のため、その適否を判断するにあたっては、この基準を準用するものとする。ただし、次の各号に掲げる条項については、準用しないものとする。なお、この基準の第3条第5号の「河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせる行為」の許可要件を準用するにあたっては、号名を「特別地域内の河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせる行為」と読み替えるものとする。

- (1) 第3条第1号エ・(ア)・b
- (2) 第3条第1号エ・(ア)中、d及びe
- (3) 第3条第1号エ・(イ)中、a及びb
- (4) 第3条第1号エ・(イ)・c中、(a)から(d)
- (5) 第3条第1号エ・(ウ)中、bからe
- (6) 第3条第2号
- (7) 第3条第6号
- (8) 第3条第9号から第14号

附 則

この基準は、昭和55年10月1日から施行する。

附 則

この基準は、昭和56年12月15日から施行する。

附 則

この基準は、平成13年8月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成16年1月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成18年12月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成23年7月1日から施行する。

第3条第1項第8号は、平成24年7月1日から施行する。